

試験問題（解答時間50分）（100点）

IV. 法人税法

問1

次の資料に基づき、当社の同族会社の判定に関する(1)から(3)の文について、正しいものには○と、誤りがあるものには×を選択しなさい。 (計6点)

(当期末における株主構成)

なお、当期中における所有株式数及び議決権数の変動はない。

氏名等	役職等	所有株式数	議決権数
A	代表取締役	550	550
B	Aの妻	200	200
C	Aの長男（取締役業務本部長）	80	80
D	専務取締役	100	100
E社	取引先の法人	250	無議決権株式
F	常務取締役	250	250
G	Fの長女（取締役経理部長）	50	50
	自己株式	170	0
	その他の少数株主	1,350	無議決権株式
	合計	3,000	1,230

- (1) 当社は上位3位までの株主グループの持株割合の合計が50%を超えないが、議決権割合の合計が50%を超えるため、同族会社に該当する。
- (2) B氏はA氏の「特殊関係のある個人」に該当するが、C氏はA氏の「特殊関係のある個人」に該当しない。
- (3) 上位3位までの株主グループの持株割合と議決権割合がある時は、いずれか大きい割合で同族判定の判定を行う。

問2

次の文の から に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。

(計14点)

(1) 意義

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは 等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び 給与のいずれにも該当しないものをいう。

なお、次の給与以外の給与については、納税地の所轄税務署長に所定の をしていること。

- ① 同族会社に該当しない内国法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する金銭による給与
- ② 株式等による給与等で一定のもの

(2) 届出期限

事前確定届出給与の届出期限は、次の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

① 通常届出の場合

……次のいずれか 日

(イ) 役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、その開始する日）から を経過する日

(ロ) 会計期間開始の日から を経過する日

② 新たに設立した内国法人である場合

……設立の日以後 を経過する日

問 3

次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の別表五(一)Iの から に当てはまる数値を入力しなさい。なお、以下の法人税には地方法人税を含むものとする。 (計14点)

(1) 所得の金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	金 額	減	算	仮 計	所 得 金 額
当 期 純 利 益	46,629,000				
加					
損金計上納税充当金	13,000,000	納税充当金から支出した事業税等の額		1,779,000	
損金計上法人税等(当期中間分)	4,920,000	受取配当等の益金不算入額		4,710,000	
損金計上住民税(当期中間分)	1,280,000	賞与引当金繰入額認容		4,900,000	
賞与引当金繰入額否認	5,500,000				
小 計	24,700,000		小 計	11,389,000	
			仮 計	59,940,000	
			法人税額から控除される所得税額	45,945	
			合計・差引計・総計	59,985,945	
			所 得 金 額	59,985,945	

(2) 株主資本等変動計算書（一部）

(単位：円)

株主資本			
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		1,700,000
	当期変動額 積立		200,000
	当期末残高		1,900,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		30,000,000
	当期変動額 剰余金の配当		△3,300,000
	当期純利益		46,629,000
	当期末残高		73,329,000

(3) その他の事項

- ① 前期に係る確定法人税額、納付すべき確定住民税額は、当期にその全額を納付している。
- ② 前期末において設定した未払法人税等7,716,500円は、当期にその全額を取り崩している。
- ③ 当期に係る確定法人税額は9,495,000円（地方法人税額201,000円を含む。）である。
- ④ 当期確定住民税額の計算は納付すべき法人税額（千円未満切捨）の10.4%を乗じて計算した金額（百円未満切捨）とする。

<次ページに続く>

<問3の続き>

【別表五(一)I 利益積立金額の計算に関する明細書】

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額		
		減	増			
利 益 準 備 金	1,700,000		A	B		
賞 与 引 当 金				C		
繰 越 損 益 金	30,000,000	30,000,000		D		
納 税 充 当 金	7,716,500	7,716,500		E		
未 納 法 人 税	未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税	△ 4,919,300	△ F	中 間	△	△ 9,495,000
				確 定	△ 9,495,000	
	未 納 住 民 税	△ 1,018,200	△	中 間	△	△
				確 定	△ G	
差 引 合 計 額	38,879,000	30,979,000				

問 4

次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）において税務調整すべき金額について、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、**A**、**D**、**F**、**I** は解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計20点)

- (1) 当社が有する減価償却資産のうち検討を要するものは下記のとおりであり、下記以外のものについては考慮する必要はない。

種 類	取 得 価 額	当 期 償 却 額 (損 金 経 理)	期 首 帳 簿 価 額	耐 用 年 数	事 業 供 用 日
建 物	150,000,000円	2,100,000円	7,500,000円	50年	平成19年3月31日以前
機 械 装 置	4,500,000円	202,500円	350,000円	20年	平成19年3月31日以前

- (2) 当社は、減価償却資産の償却方法について、旧定額法を選定し届け出ている。
 (3) 償却率は次のとおりである。
 ① 50年…0.020
 ② 20年…0.050
 (4) 当社は、資本金2億円の内国法人である。

〔減価償却〕

(単位：円)

<p>(1) 建物</p> <p>① 判定 $7,500,000 \times \text{A} \times \text{B} \% = 7,500,000$</p> <p>② 償却限度額 (イ) $(\text{ } \times \text{ } \% - \text{C}) \times \text{ } = \text{ }$ (ロ) $\text{ } - \text{ } = \text{ }$ (ハ) (イ) D (ロ) $\therefore \text{ }$</p> <p>③ 償却超過額 $\text{ } - \text{ } = \text{E}$ (加算・留保)</p>	<p>(2) 機械装置</p> <p>① 判定 $\text{ } \times \text{F} \times \text{ } \% = \text{G}$</p> <p>② 償却限度額 (イ) $\text{ } \times \text{ } \times \text{ } = \text{H}$ (ロ) $\text{ } - \text{ } \times \text{ } \% = \text{ }$ (ハ) イ I ロ $\therefore \text{ }$</p> <p>③ 償却超過額 $\text{ } - \text{ } = \text{J}$ (加算・留保)</p>
---	---

問5

次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における税務調整すべき金額について、
解答欄に数値を入力しなさい。ただし については解答欄の選択肢から選びなさい。 (計12点)

- (1) 当期中において接待交際費として費用処理した金額は15,700,000円で、その中には次のものが含まれており、残額はすべて税務上の交際費等に該当する（接待飲食費に該当する金額が2,400,000円ある。）。
- | | |
|--|------------|
| ① 会議に際して通常供与される飲食物の費用 | 10,000円 |
| ② 自社製品の商品知識普及のため、得意先に工場等を見学させる場合の通常要する費用 | 480,000円 |
| ③ 社会通念上必要とされる社葬費用 | 220,000円 |
| ④ 得意先である事業者が、小売業者等を旅行に招待するための費用の負担額 | 440,000円 |
| ⑤ 得意先に対する見本品・使用品の供与費用 | 589,000円 |
| ⑥ 特約店の従業員を被保険者とする掛捨て生命保険等の保険料の負担金（特約店の従業員を全員対象とするものである。） | 1,600,000円 |
| ⑦ 売上割戻しの基準で支出したレジャー物品の交付 | 640,000円 |
| ⑧ 当社従業員に対して常時給与される昼食等の費用 | 30,000円 |
| ⑨ 取引関係を結ぶために相手方である事業者に対する金銭の交付 | 660,000円 |
| ⑩ 災害を受けた取引先に対して、被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当期間内にその取引先に対して行った災害見舞金 | 490,000円 |
| ⑪ 売上高の回収に応じた金銭の交付 | 150,000円 |
| ⑫ 一般消費者に対する景品費 | 200,000円 |
| ⑬ 販売奨励金として得意先である事業者に交付した事業用資産 | 300,000円 |
| ⑭ 当社従業員に対する慶弔・禍福の費用 | 80,000円 |
| ⑮ 仕入先の従業員に対し取引の謝礼として支出した金銭の額 | 350,000円 |
- (2) 当社は、期末資本金額4,000万円の内国法人であり、株主はすべて個人である。

<次ページに続く>

<問5の続き>

[交際費等の損金不算入額]

(単位：円)

(1) 支出交際費額
 - - - - - - - -
 - - - - =

(2) 損金算入限度額

① 接待飲食費損金算入基準額
 × % =

② 定額控除限度額
 × $\frac{\text{}}{\text{}}$ = 8,000,000

③ ① ② ∴

(3) 損金不算入額
 (1)-(2) =

(単位：円)

区 分		総 額	留 保	社 外 流 出	
加算	交際費等の損金不算入額	<input type="text" value="F"/>	-	その他	<input type="text"/>
減算					
仮 計					

問6

次の資料により、当社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における税務調整すべき金額について、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、、、、については解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計16点)

当期において寄附金として支出し費用に計上している金額の内訳は次のとおりである。

寄 附 先	使 途	支払金額
赤い羽根募金	県の共同募金会が行う共同募金に対する寄附金	800,000円
日本赤十字社	事業費	300,000円
	被災者に対する義援金で最終的に義援金配分委員会等に拠出されるもの	1,500,000円
町内会	会費	100,000円
認定NPO法人	特定非営利活動に係る事業費	500,000円

上記の他、当社所有の土地（譲渡直前帳簿価額3,000,000円、贈与時の時価3,500,000円）を近所の神社に無償で譲渡し、譲渡直前の帳簿価額を当期の費用に計上している。

当社の期末資本金の額と期末資本準備金の合計額は52,000,000円であり、別表四の税務調整後の仮計の金額は17,800,000円である。

〔寄附金の損金不算入額〕

(単位：円)

(1) 支出寄附金総額

① 指定寄附金等
 + =

② 特定公益増進法人に対する寄附金
 + =

③ その他の寄附金

④ ①+②+③ =

(2) 損金算入限度額

① 特別損金算入限度額

$$\left\{ \text{input} \times \frac{12}{12} \times \frac{\text{input D}}{1,000} + (\text{input} + \text{input}) \times \frac{\text{input}}{100} \right\} \times \frac{1}{\text{input E}} = \text{input}$$

② 一般寄附金の損金算入限度額

$$\left\{ \text{input} \times \frac{12}{12} \times \frac{\text{input}}{1,000} + (\text{input} + \text{input}) \times \frac{\text{input F}}{100} \right\} \times \frac{1}{\text{input G}} = \text{input}$$

(3) 損金不算入額

① ^(注) - - =

(注) < ∴

② - =

問 7

次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における税務上調整すべき金額について、解答欄に当てはまる語句の組み合わせまたは数値を選択肢の中から選びなさい。

解答にあたっては、下記設問例と解答例を参考にすること。

（計10点）

＜設問例＞

Z社は数年来債務超過の状態が継続し、同社に対して当社が有する貸付金5,000,000円の80％は回収不能と判断される。このため、当社は当期においてZ社に対し書面をもって債権額の50％相当額を免除する旨の通知をし、2,000,000円を貸倒損失として損金経理した。

＜解答例＞

貸倒損失認定損（減算・留保）500,000

- (1) A社に対する貸付金2,000,000円について、同社の経営状態が著しく悪化したため、当期中の9月18日の債権者集会の協議決定で一律40％の切捨てが決定された。当社では、これについて何も処理していない。
- (2) 当社の数年来の取引先であるB商事は、経営状況が悪化したため、前期の1月に最終取引をして以来取引を行っていない。

当期末には1年以上の取引停止となっているので、売掛金500,000円、貸付金300,000円についてそれぞれ1円残し、残額499,999円、299,999円を貸倒れとして損金経理した。また、当社はB商事に対して担保物を有していない。

- (3) C社に対して貸付金が5,000,000円あるが、C社の資産状況及び支払能力からみて、全額が回収不能であることが明らかである。

なお、当社はC社所有の土地（時価4,000,000円）について抵当権を設定しているため、当期において1,000,000円を貸倒損失として損金経理した。

- (4) D社にたまたま中古物件（時価7,000,000円）の売却をしたが、その後1年6ヶ月を経過した当期末においてもその代金が回収できていないため、債権金額を貸倒損失として損金経理した。

- (5) 得意先E社への売掛金80,000円及びG社への貸付金40,000円については、当期中にそれぞれ備忘価額（1円）を控除した残額を貸倒れとして損金経理した（取立て費用は200,000円）。F社、G社はともにH市に所在する同一地域にあり、支払を催促したにもかかわらず弁済がない。

税務調整

（単位：円）

(1)貸倒損失認定損（減算・留保）	<input type="text" value="A"/>
(2)貸倒損失否認（加算・留保）	<input type="text" value="B"/>
(3) <input type="text" value="C"/>	1,000,000
(4) <input type="text" value="D"/>	7,000,000
(5)貸倒損失否認（加算・留保）	<input type="text" value="E"/>

問 8

次の資料に基づき、甲社の当期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における別表四及び別表五(一)の から に数値を入力しなさい。 (計8点)

(1) 甲社は、当期において甲社の株主であるA社から相対取引により自己株式を取得した。取得に関する内容は次のとおりである。

- ① 取得株式数 800株
- ② 取得価額 2,400,000円
- ③ 取得直前の発行済株式数 48,000株

(2) 甲社の株主資本等変動計算書（抜粋）は次のとおりである。

(単位：円)

	株 主 資 本					自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	100,000,000	12,000,000	8,000,000	12,000,000	100,000,000	
当期変動額						
自己株式の取得						△2,400,000
当期純利益					10,000,000	
当期末残高	100,000,000	12,000,000	8,000,000	12,000,000	110,000,000	△2,400,000

(3) 甲社は、当期において自己株式の取得に係る経理を次のとおり行っている。

(自己株式) 2,400,000円 (現金) 2,400,000円

(4) 甲社の当期首の資本金等の額は、資本金及び資本剰余金の合計額と一致している。

<別表四>

(単位：円)

区 分	総 額	留 保	社 外 流 出	
当 期 純 利 益	10,000,000	<input type="text" value="A"/>	配 当	<input type="text"/>
			そ の 他	
加 算				
減 算				
仮 計				

<別表五(一)I> 利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
自己株式			△ <input type="text" value="B"/>	△ <input type="text"/>

<別表五(一)II> 資本金等の額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
自己株式			△ <input type="text" value="C"/>	△ <input type="text"/>